

住居表示整備事業について（答申）

市長には、先般（平成21年3月9日付け）、当審議会から答申した「住居表示の整備対象区域の選定について」の内容を全面的に尊重され、住居表示整備事業の推進に取り組みられたことに対し敬意を表したい。

当審議会は、今回、市長から諮問のあった「住居表示整備事業について」、これまでの審議経過をも踏まえ、住居表示の実施区域の範囲、また、これに関連して住居表示整備事業の実施年度等について慎重に検討した結果を下記のとおり答申する。

市長におかれましては、これからの住居表示整備事業を進めるには、既実施済地域と違って、町境や町名変更など難しい問題を抱えていることを認識され、実施地域の住民に対し、十分説明され、合意形成が図られるよう積極的な方策を講じられることを期待する。

また、実施に向けての推進体制、組織の整備を図ることも必要である。答申内容の実現のため、市を挙げての取り組みを望むものである。

記

（1） 住居表示の実施区域の範囲について

次の実施区域の範囲が適当である。

天神町一丁目の全部、
天神町二丁目は一部とし、回田道より東側地域、
大沼町一丁目の全部、
大沼町二丁目の全部、
花小金井五丁目の野中通りより西側地域、
花小金井六丁目の野中通りより西側地域

【理由】

実施区域の範囲は、諮問のとおりが適当と判断した。ただし、回田道から西側の天神町二丁目地域については、将来的に仲町地域と一体的に整備を図るべきものと判断し、今回は除外した。

(2) 実施する区域の実施年度について

今回の実施する区域については、平成24年・25年度の2か年で概ね、以下の区域割りによって整備事業を実施することが適当である。

○平成24年度：天神町一丁目の一部（天神通りより東側地域）、
天神町二丁目の一部（西武新宿線より北側地域）、
大沼町一丁目の一部（西武新宿線より北側地域）、
大沼町二丁目の全部、
花小金井五丁目の全部（野中通りより西側地域）、
花小金井六丁目の全部（野中通りより西側地域）

○平成25年度：天神町一丁目の残り全部、
天神町二丁目の一部（回田道より東側地域）、
大沼町一丁目の残り全部

【理由】

住居表示整備地域は、全体で面積約214ヘクタール、世帯数約7,600世帯という規模になる。

小平市における過去の実施例などを勘案すると、1回で実施するには対象地域の規模が大きすぎるため、万全・円滑な住居表示の施行を図るうえでは、複数回に分けて実施することが適当と判断した。

実施の年次については、今後、対象地域における機運の醸成や実施細目の検討・決定、市議会における市街地区域決定に係る審議・議決等、及び具体的な住居表示整備作業の実施などが必要であるところから、平成24年度と平成25年度の2か年度とした。

なお、24年度の区域選定理由は、次のとおりである。

- ①大沼町二丁目については、平成18年2月に住居表示の早期実施を求める要望書が提出されている。
- ②大沼町一丁目については、大沼町二丁目と同時一体的に整備することが合理的である。

③花小金井六丁目からは、平成18年2月に現行町名を存続させた上での住居表示実施方の要望書が提出されている。

④花小金井五丁目、花小金井六丁目は、平成5年度に大半の区域について住居表示整備が実施されている。したがって、未整備区域については、長年にわたって同じ町名でありながら住居表示未整備の状態が続いており、早期に解消されるべきである。

⑤天神町一丁目及び二丁目については、既にその一部が市街地区域として決定されている。また、実際の市街地の形成状況からも住居表示整備の条件は整っている区域である。

(3) 市街地区域の決定について

住居表示整備の実施を前提として、次の各区域を新たに市街地区域として決定することが適当である。

天神町一丁目の一部（天神通りより西側）、天神町二丁目の一部（西武新宿線より南側・回田道より東側）、大沼町一丁目の一部（六中通りより西側）、大沼町二丁目の全部、花小金井五丁目（東京街道より北側）

【理由】

上記の区域は、住居表示整備の前提である市街地区域の決定がなされていないため、今後、地域住民の理解と協力を得ながら、適当な時期に市街地区域としての決定が必要である。

(4) 住居表示の方法について

「街区方式」により実施すべきである。

【理由】

本市における過去の住居表示整備が、全て街区方式によって実施されてきたため。